明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（文部科学二八）　一
○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二九）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人国際協力機構一般勘定令和元事業年度決算、独立行政法人製品評価技術基盤機構産業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、日本放送協会落札、司法書士名簿登録等、弁理士登録、企業年金基金変更関係　二四
地方公共団体
特定空家等の除却命令関係　三五
会社その他
会社決算公告　三六
三七

省令

○文部科学省令第二十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律百四十七号）第四条の二第二項及び別表第一備考第一号の規定に基づき、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月十一日

文部科学大臣　萩生田光一